

各課・室・局長 様

苦前町長 森 利男

平成21年度予算編成方針について

このことについて、苦前町財務規則第9条第1項の規定に基づき、次のとおり通知する。

記

#### 第1 基本方針

我が国の経済状況は、世界的な原油・原材料価格の高騰や米国経済の減速に加え、不安定な政局情勢の影響などにより、後退色が一段と鮮明になってきている。

こうした中、国の平成21年度予算については、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)を踏まえ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」及び「経済財政改革の基本方針2007」を堅持し、最大限の歳出削減を行うとしている。

一方、本町の財政状況については、過去の大型事業により増高した公債費や下水道事業など他会計への繰出金及び苦前厚生クリニック(旧厚生病院)に対する債務負担や経営赤字の補てんなど、経常的な歳出が大きな負担となっているのに対し、歳入面では、地方交付税や臨時財政対策債の減少などの影響により、依然として基金の取り崩しに頼らざるを得ない厳しい現状にある。

こうした中、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成19年度決算による本町の健全化判断比率では、実質公債費比率が23.4%と全道で22番目に高く、早期健全化基準の25%に極めて近いことから、計画的な公債費負担の適正化が喫緊の課題となっている。

このようなことから、平成21年度の予算編成に当たっては、今年10月に策定した「苦前町財政健全化プラン」のめざす持続可能な財政運営の実現のため、これまで以上に徹底した経費の削減とゼロからの施策の見直しを基本として、職員一人ひとりの経営感覚とコスト意識により取り組むこととする。

## 第2 予算編成要領

### 1 基本的事項

(1) 「苦前町財政健全化プラン」(以下「健全化プラン」という。)に基づいた各種健全化項目への取り組みにより、「健全化プラン」に示す収支推計の達成に向けた予算編成を目指す。

(2) 一般会計については、経常的経費と政策的経費に区分し、次のとおり行う。

特別会計については、6ページに記載

#### ア 経常的経費

「枠配分方式」とし、各課(款)ごとの一般財源をベースとした平成20年度当初予算計上額を予算配分枠として設定するので、各課等においては、配分された予算枠とそれぞれで歳入する特定財源の合算額を課の予算要求総額とし、この範囲内で歳出予算の積み上げを行うこと。

#### 別紙1『経常的経費一般財源枠配分表』のとおり

ただし、原油価格高騰による油類販売価格の上昇を考慮し、「燃料費」は枠配分の対象外とするので、「予算要求基準」に基づき適正に算出すること。

また、今年度からは経常的経費についても、原則査定を行うので、要求額が配分枠を下回った場合であっても、予算措置が確約されるものではないこと。

#### イ 政策的経費

投資的経費や臨時的経費及び各種団体運営費補助などの一部経常的経費については、「健全化プラン」の内容に則し、ゼロベースからの予算査定を行う。

なお、投資的事業及び臨時的事業については、別に示す様式3により、各担当課ごとに優先順位を付して提出すること。

(3) 従来から継続する事務・事業は、行政の責任範囲及び費用対効果の観点から見直しを行い、類似事業の統合及び事業の廃止・縮小に鋭意取り組むこと。

なお、各課等の判断により事務事業を廃止または縮小した場合には、様式4により取りまとめのうえ、報告すること。

(4) 新規事業については、その必要性、緊急性、費用対効果や後年度への負担などを十分検討のうえ、既存の事務・事業の見直しによる財源の振替などによって対処することとし、併せて内容などによっては、事業の終期を設定すること。

(5) 議決機関・監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨等を十分検討のうえ、予算への適切な反映と速やかな改善に努めること。

## 2 予算要求基準

### (1)歳入に関する事項

国・道の施策や制度改正などに十分留意のうえ、歳入額の確保と新たな財源の検討を含めた増収に向けて、最大限取り組むこと。

#### ア 町 税

国の税制改正や地域経済の動向などを勘案するとともに、税負担の公平を期するよう課税客体の的確な把握により、確実な見込額を計上すること。

#### イ 分担金及び負担金並びに使用料及び手数料

適正な受益者負担や住民負担の確保に留意し、的確な収入見込額の算出に努めること。

#### ウ 国・道支出金

国・道の動向に十分留意し、関係機関との連絡を密にしながら、新規施策などを含む財源の確保に努めるとともに、超過負担の解消策について抜本的かつ積極的な検討を行うこと。

#### エ 財産収入、諸収入

財産収入については、経済情勢などの動向を考慮しながら、効率的かつ積極的な貸付に努めるとともに、未収金が生ずることのないよう十分注意すること。

また、諸収入については、前年度実績や国・道の動向などを勘案して、的確に積算するとともに、増収策についても鋭意検討すること。

#### オ 町 債

「健全化プラン」に基づき、町債の借入総額は5,000万円を上限とするとともに、その発行に当たっては、後年度負担の軽減と財政の硬直化を回避するため、真に必要と判断される事業についてのみとし、かつ過疎債・辺地債など後年度に交付税措置のある有利な起債を優先すること。

### (2)歳出に関する事項

予算の積算に当たっては、事務・事業の取捨選択により、割り当てられた財源枠の中において、必要最小限の経費で最大の効果を発揮するよう創意工夫し、徹底した経費の節減・合理化に努めること。

#### ア 人件費

各種委員などの報酬は、条例に定めのあるものも含め、その実態や必要性など

を検討すること。

なお、総務財政課以外において給与費等を要求する場合には、必ず事前に総務係と協議すること。

#### イ 物件費、維持補修費、その他の一般管理費

##### 賃 金

各種作業員単価については、別紙3「平成20年度労務作業員雇用賃金表」に基づくこと。

##### 旅 費

出張の目的、必要性、効果、緊急性、日程等について十分検討し、慣例にとられることなく、必要最小限なものに限定すること。

##### 需用費、備品購入費等

以下の費目について、創意工夫により一層の節減に努めること。

なお、補助事業に係る需用費については、事前に認めたもの以外、全て経理契約係において管理する。

(ア) 燃料費は、原油価格高騰による値上がりを考慮し、別紙2「予算単価表」に基づいた算定により、各担当課において節減に最大限努力すること。

(イ) 修繕料については、真に緊急性及び必要性が高いものから順次実施するなど計画的な対応を図ること。

(ウ) 使用料及び賃借料は、補助事業などによる対応を優先すること。

また、デジタル複合機について、印刷プレビューによる事前確認を行うなど、無駄な印刷は避けるとともに、モノクロ印刷やNアップ印刷機能の活用による使用料の抑制に努めることはもちろん、単価の安い電子複写機を効果的に利用し、徹底した経費節減に鋭意取り組むこと。

#### 《参考》

##### デジタル複合機と電子複写機使用料単価比較（税抜き）

	デジタル複合機使用料	電子複写機(2Fコピ-)	差額
黒単色	5.80 円/枚	1.26 円/枚	4.54 円/枚
カラープリント	27.00 円/枚	- 円/枚	- 円/枚
カラーコピー	35.00 円/枚	- 円/枚	- 円/枚

(I) 備品購入については、必要性、財源措置の状況などを勘案し、総務財政課が特に認めた場合以外は認めないものとする。

『備品』とは、1件1万円以上で3年以上にわたってその効用を發揮するものとする。ただし、図書のうち、貸し出しを目的とするもの、又は加除式台本については、1件1万円未満であっても備品として取り扱うこととする。

#### 委託料

業務委託については、職員自らが能力を發揮すべき業務について、可能な限り直営で対応すること。

#### ウ 補助費等

行政としての責任範囲、経費負担の在り方などを熟考のうえ、今後予定する投資的事業などを含めた長期的な観点により、偏在のないバランスのとれた行政サービスとなるよう努めるとともに、全ての事業についてゼロベースからの見直しを行い、各担当係において関係団体との協議及び関係資料の十分な分析を行い、経費削減に努力すること。

補助金については、次の基準により見直しを行った上で算出することとし、これに依り難い場合には、必ず個別にその理由を整理しておくこと。

##### 【補助金見直し基準】

運営補助金については、補助対象経費の1/2以内とする。

また、未だ会費を徴収していない団体に対するものは廃止するとともに、繰越金や積立金などがある場合は、各担当係の責任において、その運営実態を十分精査したうえで、必ず見直しを行うこと。

事業費補助(臨時的経費補助)については、定率補助を原則とし、補助率は次のとおりとする。

- ・共同事業の場合、事業費の15%以内とする。
- ・最終的に個人の財産や経営費に吸収されることが見込まれる事業の場合、事業費の10%以内とする。
- ・過疎債の充当がある場合は、上記に依らず事業主負担額の1/2以内とする。

継続の運営費補助事業については、平成19年度の事業実績及び収支決算書の写しを必ず提出すること。

会議負担金については必要最低限のものとし、懇親会経費の負担金については一切認めない。

#### エ 投資的経費

現下の厳しい財政状況を踏まえ、必要性及び事業効果(緊急性、後年度の維持管理を含めた財政負担など)を十分検討したうえで事業選択を行うとともに、投資の適正化・効率化を図ること。

#### オ その他

庁用物品などで共通しているものについては、別紙2「予算単価表」によること。

債務負担行為の設定に当たっては、後年度の財政負担を伴うものであり、財政硬直化の要因ともなるので、施策上、真に必要と認められたものに限り措置すること。

車検に要する諸経費(自賠責保険料、重量税含む)については、政策的経費として優先順位を付さないで予算要求すること。

### 3 特別会計に関する事項

予算要求基準については、原則的には一般会計に準じることとするが、独立採算の原則にたち、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、厳しい町財政を踏まえ、経営改善に向けた抜本的な見直しと事業運営の一層の効率化により、歳出の抑制と積極的な歳入の確保に努め、財政の健全化を図ること。

特に公営企業会計においては、普及率の向上など積極的な歳入確保に努めるとともに、中・長期的な財政見通しの適宜見直しにより、過大若しくは過小見積とならないよう、計画的かつ適正で無理のない財政運営に全力で取り組むこと。

なお、特別会計については、従来どおりの予算査定方式とする。